

摂津市長 森山 一正 殿

摂津市教育長 箸尾谷 知也 殿

2018年度摂津市の予算編成と 当面の施策に関する要望書

2017年12月22日

日本共産党摂津市会議員団

はじめに

2012年12月に安倍首相が政権に復帰し5年が経ちますが、政権復帰時、震災からの「復興」や「危機管理」と並んで最重要課題に掲げた「経済再生」はいまだ実現していません。この5年間の「アベノミクス」は、格差と貧困をいっそう拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしており、さきに発表された今年7～9月期の国内総生産（GDP）改定値も7四半期連続の上昇というものの動きは鈍く、「外需」に依存した脆弱な体質で、特に GDP の約6割を占める個人消費は前期比0.5%のマイナスです。国民の所得が全体として低下する中で、中間層の疲弊が深刻になっています。

一方、国際競争力の名で大企業のもうけのための大型開発や「規制緩和」を地方自治体にも押し付け、住民の福祉と暮らしの破壊、病院・学校・公民館など公共施設の廃止・集約化、自治体窓口と公共施設運営の民営化をすすめ、地域経済の低迷・衰退に拍車をかける政策を強行しています。

日本共産党は、こうした状況のもと、日本社会と日本経済の持続的な発展のためには「格差と貧困をただす経済民主主義の改革」を行うべきだと主張しています。「税金の集め方・使い方の改革」「8時間働けば普通に暮らせる社会をめざす働き方の改革」「大企業と中小企業、大都市と地方などの格差の是正をめざす産業構造の改革」などです。

来年度に向けてすでに、「平成30年度予算編成方針」が出されていますが、破綻した「アベノミクス」に固執し国民には社会保障を切り縮める政府の骨太方針「経済財政運営と改革の基本方針2017」に見習うのではなく、摂津市の予算編成とまちづくりについては、改めて「住民の福祉の増進」という地方自治体の本旨に沿った市政運営を求めるものです。

今年は9月に市議会選挙もおこなわれ、議員団としても市民の方々から直接・間接に市政に対する要望など、さまざまな意見をお聞きしてきました。今回181項目の要望項目を提出するものですが、ぜひ来年度予算に反映していただくようお願いいたします。

(1)「住民が主人公」の立場で清潔・公正・住民本位の市政運営を

- 1 第5次行政改革実施計画(H26～H30 年度の期間)と中期財政見通しについては、「住民の福祉の増進」という自治体の本旨に立ち戻り再検討すること。
- ① 格差と貧困の拡大の中で、摂津市民の年間平均所得は1997年のピーク時に比べて66万5千円も減少している。市民のくらしを守る事業は、廃止・縮小せず拡充すること。
- ② 中期財政見通しについては「市民の暮らし優先、身の丈にあった財政運営」という視点から抜本的に見直すこと。
- ③ 使用料・手数料の見直しについては、負担増につながる方向は中止すること。
- ④ 指定管理者制度は、引き続き指針にそって、きちんとモニタリング(指定管理者、利用者)や評価を行い、公的施設としての役割が果たされているか検証すること。
- ⑤ 職員定数管理については、現業職場での退職不補充の考え方は撤回し、市民サービスのあり方、公的責任の果たし方という視点で再検討すること。
- ⑥ 今日の財政状況、市民のくらしの実態からしても、来年度は公共料金を値上げしないこと。とりわけ、北摂一高い上下水道料金は値下げすること。
- 2 「協働と市民公益活動支援の指針」にもとづく取組みが広がるなか、あらゆる場面で、政策立案段階からの情報公開と市民参加で決定するシステムを構築すること。
- 3 平和首長会議で確認された「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に積極的に取り組むこと。また、7月に採択された核兵器禁止条約への加盟を働きかけることが、8月の第9回総会で確認されたので、本市としても積極的に努力すること。
- 4 ホームページ上の市民戦争体験文集「平和」復刻版の電子書籍化を検討すること。
- 5 第3期男女共同参画計画の推進と合わせて、条例制定についても検討を行うこと。市議会でも意見書が採択されている所得税法第56条の廃止を国に働きかけること。
- 6 LGBT(性的マイノリティ)当事者への差別をなくす啓発や職員への研修、窓口での配慮をはじめ制度的な対応も含め行政的な支援を進めること。
- 7 引き続き公共事業の入札について改善を図ること。摂津市登録業者で実態のない業者(ペーパーカンパニー)等への監視を強めるとともに、入札制度の一層の透明性、公平性確保に努めること。
- 8 公共工事を受託した事業者の適正な労働条件確保に向け「公契約条例」を制定すること。分離発注の実施など市内企業の育成策拡大、特に2次下請け以下についても地元業者への発注を徹底すること。
- 9 小規模修繕工事等希望者登録制度については、限度額の引き上げ、各担当課と業者との面談、発注件数の増大など取組まれてきたが、より公平・平等・公正さを追求して改善を行うこと。
- 10 市債については、起債発行額が元金償還額を超えないことを基本にすること。そして、高金利の市債については低利への借り換えを、引き続き政府や市中銀行等に働きかけること。
- 11 マイナンバー制度が施行されて2年。国民も利便性や必要性を感じないため、カード申請件数は全国でもわずか1634万件ほどで、摂津市でも普及率は約13%です。運用状況を徹底検証し、制度の見直し、廃止を国に求めること。
- ① 特定個人情報の取り扱いについては、安全管理に関する方針を策定し、取り組んでいるとの認識であるが、全庁的に徹底すること。
- ② 市内中小企業のコスト負担や影響の実態など、状況把握に努めるとともに、制度に便乗した詐欺被害を防ぐ対策についても講じていくこと。
- ③ 市内事業所で働く人の「住民税特別徴収税額通知書」に関して、少なくともアスタリスクの活用など、全桁表示は止めること。
- 12 市民サービスコーナー廃止に伴う取次サービスではシステムをオンライン化するなど、市民のニーズに合った利便性向上をはかること。

- 13 総合窓口の開設や休日・夜間など時間外窓口の開設に向け検討を行うこと。窓口は市民との第一の接触の場であることから、単に事務処理だけでなく、支援が必要な場合は相談に乗れる体制を作ること。また、「やさしい日本語表記」を障害者制度の紹介、市民課窓口案内など順次導入すること。
- 14 市民の参政権を保障する立場から、投票所の環境改善を図り、安易な統廃合を行わないこと。
 - ① 期日前投票所の増設、臨時期日前投票所の開設日数を増やすこと。
 - ② 身体的理由などにより投票所に行くのが困難な有権者の投票権を保障するために、投票所の環境を整備すること。病院、介護施設など施設内投票、郵便投票制度の周知を徹底するとともに、利用しやすい制度にするよう国に働きかけること。
 - ③ この間、統廃合された地域の投票行動等を検証し有権者の投票抑制を招かないよう注視していくこと。
- 15 旧三宅・味舌小学校跡地については、売却方針を「凍結」ではなく「撤回」とし、早期に地元住民と共に協議する場を設け、有効活用を図ること。
- 16 別府コミュニティセンターの運営は、地元住民の合意のもとに進めること。公民館機能を後退させないこと。コミュニティセンター残地は、地域住民と協議の上、活用の仕方を考えること。また、旧別府公民館は売却せず防災資機材倉庫として活用すること。

(2)くらしと健康を守る社会保障の充実を

- 17 子ども・ひとり親・障害者医療の入院時食事療養費を所得制限なしで助成すること。また、国・府に対して助成制度の復活を求めること。
- 18 福祉医療費助成制度に対する自己負担金の増額をしないよう大阪府に求めること。府が引上げをした場合でも、市民の自己負担が増えないよう市が補助すること。
- 19 健康診断の受診率向上に努め、保健センターでの土日検診や市内各医療機関でのセット検診など体制充実を図ること。乳がん・子宮がん検診などは、申し込みに早期に対応できるよう体制を整えること。
- 20 インフルエンザや熱中症予防などでは、適切な情報発信や迅速な対応を行い、市民の健康を守る対策を十分に講じること。
- 21 地域的に不足している医療機関(診療科目)の把握に努め、誘致や新たな開業の働きかけなど医師会との連携強化を進めること(有床診療所、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、神経内科など)。産婦人科は、入院助産や生活保護制度の指定を受けている医療機関の誘致・開業の働きかけに務めること。
- 22 三島救命救急センター、千里救命救急センターに対する財政的援助の強化を大阪府に求めるとともに、近隣市や医師会とともに2次医療圏の救急医療体制の強化に力を注ぐこと。
- 23 吹田操車場跡地の「健康・医療のまちづくり」においては、市民の健康づくりと地域医療の充実を基本とし適切な情報提供を積極的に行うこと。また、混合診療の導入など「医療特区」による規制緩和の持ち込みは行わせないように注視すること。
- 24 国保の府内統一化は、国保料高騰を招き、減免制度や一般会計繰入などについて市町村の権限を認めず、自治権を侵害するものである。国保の府内統一化に反対すること。
- 25 府内統一化が実施されても、市町村の保険者としての権限は変わらない。制度や運用など市民に不利益な変更は行わないこと。
- 26 府内統一化のもとでも、国保特別会計の黒字分の活用や一般会計からの繰り入れ増で、保険料の引下げを行うこと。
- 27 保険料減免及び医療費一部負担金減免は、府内統一基準でなく現制度を維持し、さらに生活保護基準の1.3倍までの拡大など充実を図ること。一部負担金減免制度は6ヶ月までという期間の定めを無くし、通年使えるようにすること。
- 28 18歳以下は正規の保険証を無条件で発行すること。

- 29 限度額認定証は滞納に関係なく、申請に対して速やかに発行すること。
- 30 国保でも傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げるよう国に求めること。
- 31 後期高齢者医療保険制度の保険料値上げ、窓口負担の増加に反対すること。国に対し、制度の廃止を求めること。
- 32 公衆浴場(2カ所)と介護施設(2カ所)で実施されているふれあい入浴制度を充実させること。また、各地で入浴サービスを実施できるよう検討すること。
- 33 民間賃貸住宅家賃助成制度の所得制限をなくし、家賃限度額と助成額の増額を行うこと。
- 34 ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援を充実させること。愛の一声訪問事業の回数を元に戻し、様々な見守りの体制を整えること。緊急通報装置事業の基準を緩和し、対象者を拡大すること。
- 35 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
- 36 街角デイハウスなどの活動に対する補助金の増額を府へ働きかけるとともに、市として廃止せず継続すること。
- 37 地域包括支援センターは、市内高齢者の実態に応じた体制となるよう市として責任を持つこと。
- 38 認知症高齢者や介護が必要な当事者・家族の相談支援などいっそう充実させ、地域での孤立を防ぎ、虐待などにつながらないよう見守り等の体制を強化すること。
- 39 食事・部屋代補助の申請を萎縮させる、金融機関調査や調査への同意書取り付けを行わず、窓口の対応は威圧的にならないようにすること。
- 40 特別養護老人ホームの入所については今後も要介護1・2の人も対象者とし、待機者としてもカウントすること。
- 41 総合事業では、今後もすべての要支援者に現行通りのサービスを提供し、事業所の報酬も削減しないこと。つどい場は、元気な高齢者が元気な状態を維持するために集う場として市が責任を持ち、デイサービスの代替にしないこと。
- 42 介護保険会計に独自の繰り入れを行い、保険料の減免、利用料の負担軽減など、制度改善を行うこと。利用料2割・3割負担に対して、独自の軽減・救済措置を行うこと。
- 43 介護労働者の低賃金、劣悪な労働条件の改善に向け引き続き国に対して働きかけること。介護報酬引下げには反対すること。
- 44 「自立支援・重度化防止」の名のもとに、調整交付金の傾斜配分等をやめるよう国に求めること。市は、事業所への成功報酬導入をしないこと。
- 45 「共生型サービス」の導入で、高齢者・障害者が不利益を受けないようにすること。
- 46 利用料2割負担導入、施設利用者の食事・部屋代補助の要件改悪、特別養護老人ホームの軽度者排除、要支援認定者の介護給付外し等、この間の介護保険制度の改悪を撤回し、元に戻すよう国に求めること。
- 47 第7期の介護保険事業計画策定時には、基金も活用し、介護保険料の引下げを行うこと。
- 48 65歳以上の障害者を機械的に介護保険サービスに移行するのではなく、当事者の実態に即して継続したサービスが受けられるようにすること。また、介護保険サービスに移行する場合も、非課税世帯は無料になるよう補助をおこなうこと。
- 49 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」の整備を行うこと。(学園町の旧商工会事務所へ移転した「障害者総合支援センター」は設備面からしても不適當)
- 50 引き続き日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。
- 51 障害者支援事業所の職員の待遇改善を図ること。また、事業所に対する指導援助の充実をはかること。
- 52 働く場の確保、就労支援について、障害者雇用率を引き上げるよう市内企業に対して働きかけを行うこと。

- 53 生活保護基準の更なる引き下げ、生活扶助や母子加算の削減などはおこなわないように国に求めること。
- 54 住宅扶助限度額の引き下げによる影響で超過額を負担している被保護世帯に対して、実態把握と必要な代替措置を講じること。厚労省の局長通知にある特別基準についても可能な限り適用すること。
- 55 稼働年齢層の生活保護にあたって、生活困窮者自立支援制度に基づく就業支援を行いつつも、申請については法の精神に基づいて保護の適用を行うこと。
- 56 生活保護を含む低所得の高齢者に熱中症予防の観点から、冷暖房機器の設置費用の助成を行うこと。
- 57 生活保護利用者に対する一律の資産調査は行わないこと。また、貯蓄を理由に支給停止の申し出を依頼するなど、不当な取り扱いを行わないこと。
- 58 ケースワーカーの資質向上に努め、増員を図ること。
- 59 住民税の減免については、経済的な状況変化(収入の激減)や公私の扶助(所得基準を定めて低所得者の扶助認定者など)にも対応できるように要綱を作成し、実施すること。
- 60 市民税の申告は自主申告権を侵害せず、相談については市民の立場に立った親切丁寧な対応を行うこと。また、市民の社会的立場を尊重し、勤務先・得意先などへの問い合わせは行わないこと。
- 61 市税・国保料等の滞納分の差押え問題については、
 - ① 差押禁止財産は、預金口座に入ったものも含め、差押えないこと。
 - ② 分割納付中の差押えは行わないこと。
 - ③ 「地方税における猶予制度の見直し」は「納税者の負担の軽減」が趣旨である。滞納金額の2年完納を強要せず、対象者の生活実態の把握に努め、制度見直しの趣旨を充分踏まえた市民に寄り添った対応をすること。

(3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を

- 62 大規模小売店舗等の出店、閉鎖、移転、縮小は、地域経済と自治体に大きな影響をおよぼすことになるため市内外の状況把握に努め、必要な対策を講じること。
- 63 中小企業振興条例を策定し具体化を図ること。特に小規模企業振興基本法を踏まえ工場家賃や機械リースへの補助事業など、小規模事業所にとって有効な支援策を行うこと。
- 64 拡充した融資制度の周知に努めること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講ずること。
- 65 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」「商店リフォーム助成制度」等を創設し、耐震補強やバリアフリーの助成と併用して総合的に活用できるようにすること。
- 66 企業立地等促進奨励金の交付企業に対し、市内の雇用状況、市内の下請け企業への発注状況等を調査し、市内での正規雇用や市内企業への下請け発注等、市内産業の振興・活性化へ寄与するよう求めること。
- 67 「都市農業振興基本法」にもとづき、市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。また、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。
- 68 市民農園のさらなる拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。多くの市民が利用できるようなシステムを構築すること。

(4) 環境を守り快適で住みよい街づくりを

- 69 地盤沈下の未然防止のため、JR 東海新幹線鳥飼車両基地内の地下水汲み上げを行わせないう、あらゆる措置を講ずること。

- 70 太陽光発電設備設置に対する助成制度など自然エネルギー推進の施策を行うこと。
- 71 一時避難場所として、民間企業等と防災協定の締結増加に取り組むこと。洪水ハザードマップも活用し地域住民とともに避難計画を具体化すること。また、防災空地や福祉避難所を適切に確保すること。
- 72 大阪 800 万人避難訓練のHPで示されたような、知的障害のある人や外国人にも解りやすい「やさしい日本語表記」を使った避難指示の導入を行うこと。
- 73 安威川以南の雨水管線の整備を早急に行うこと。
- 74 ゲリラ豪雨対策として、市内河川の浚渫とポンプ施設そのものの浸水対策と非常用電源の設置を行うこと。また、日常的な土のうの配備をはじめ市民の側からみた緊急対応対策の具体化をすすめること。
- 75 大気汚染、地盤、放射線測定など環境観測の地点の拡大と検査項目の充実など、府へ働きかけるとともに、市独自でも行なうこと。
- 76 廃棄物処理の広域化は、住民への情報公開、住民との協議を行い、双方の住民の納得と合意のもとにすすめること。また、市民への負担は避けつつも、経済効率一辺倒で環境施策を後退させたりしないこと。
- 77 ダイオキシン対策は大阪府まかせにせず、かつてダイオキシン汚染を起こした事業所をはじめ、焼却施設の実態把握と監視を府と連携しつつ主体的に取り組むこと。
- 78 鳥飼本町付近で発生している(株)三和軽合金製作所の異臭問題の解決に力を注ぐこと。臭気規制をおこなえるよう条例等の整備を行うこと。
- 79 市内収集業務の7割に拡大された民間委託業務の検証を行い、これ以上の委託拡大は行わないこと。
- 80 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
- 81 ごみ分別の徹底のために、定期的な組成調査の実施と業者指導の徹底を行うこと。
- 82 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善を国に要望すること。
- 83 公共施設と民間住宅の耐震化促進に引き続き力を入れて取り組むこと。また、木造建築物の耐震化促進事業では実態に即した具体的対策が進むよう努力すること。
- 84 マンションの開発にあたっては、駐車場の 100%確保と管理人を必ずおくように、引き続き指導、監督すること。
- 85 局部的豪雨時に対応するためにも安威川流域の支川を含め総合的な治水対策を強化するよう関係機関に働きかけること。とりわけ安威川・大正川の堆積土砂の浚渫が早急におこなわれるようにすること。
- 86 ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。
- 87 市内の公園トイレにおいて高齢者や障害者の使用を考慮し、可能なところから洋式化や多機能トイレの設置に取り組んでいくこと。
- 88 桜町の嘉円公園東側にある東屋まわりの地面の凸凹を平坦に改修すること。
- 89 庄屋公園西側入り口(踏切側スロープ)の凹みを平らにならすこと。
- 90 市立第6集会所(旧一律屋公会堂)は、摂津市指定有形文化財第1号に指定されている芝居小屋であり、さまざまな活用を図ること。
- 91 市立第27集会所(東別府2丁目)の移設・建て替えを。
- 92 市営鳥飼八町団地の立て替えが課題となるが、公的賃貸住宅を多くの方に提供するという役割も勘案して、建替え戸数についても検討すること。UR 鳥飼野々2丁目団地の借り上げ住宅の設置の検討を行うこと。
- 93 市営鳥飼野々住宅跡地のコミュニティセンター構想について、意思決定段階から住民参加を徹底し、児童センター機能をもつ地域コミュニティ施設設置に向けた取り組みを早期に具体化すること。
- 94 市営三島住宅の排水機能の充実、害虫対策など住民の声を反映し迅速な対応を行うこと。

- 95 野良猫に対し、引き続き有効な対策を行うこと。
- 96 西洋タニシなど生態系を壊す生物の調査、駆除を。対策について農業委員会や河川管理者、水路管理者と連携、協力をはかること。

(5)安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を

- 97 市内全域でバリアフリーのまちづくりを進めること。全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱など歩道上の障害物を撤去すること。
- 98 耐震性貯水槽の増設、消火栓の整備など消防力の強化をはかること。
- 99 防犯灯や道路灯の新增設や維持管理を住民の声を取り入れつつ進めること。
- 100 耐震性も考慮した内容で、水道管本管から各家庭のメーターボックスまでの 13mm 管を 20mm 管に計画的に取り替えること。また、鉛管の取り換えについても早急かつ計画的に進めていくこと。
- 101 公共施設巡回バスについては、全市的な市民の足確保の視点で拡充すること。鳥飼野々2丁目公団住宅付近に停留所の設置を。また土日や祝日にも運行すること。
- 102 市内循環バスについては引き続き利便性の向上に努め、敬老パスなど料金の免除、減額の制度を検討し実施すること。
- 103 大阪府、摂津市、バス会社など関係機関でバス停の安全対策、ベンチの設置など利用者の利便性向上を協議し、実施を図ること。
- 104 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。通学路危険個所総点検の結果の報告も行い、計画的に整備すること。
- 105 今後とも JR・阪急各駅の自転車置き場の増設をはかること。またラック式置場、バイク(特に 50cc 超)置き場の増設を検討すること。
- 106 JR 千里丘西口の交通混雑解消については、引き続き吹田市やマンション開発業者への働きかけもおこない取り組みをすすめること。
- 107 正雀駅前のバリアフリー整備を含め安全対策をいそぐこと。
- 108 都市計画道路廃止後の府道の安全対策を府に働きかけること。
- 109 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、傾斜・段差の解消をひきつづき府に働きかけること。
 - ① 鳥飼八防1丁目バス停留所付近の拡幅と鳥飼野々から鳥飼中区間及び鳥飼八防2丁目の歩道の拡幅と段差の解消を行うこと。
 - ② 鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。
 - ③ 別府交差点から南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
 - ④ 排水柵の土砂やゴミの定期的な浚渫、雨水が路面にたまらないよう排水機能を確保すること。
- 110 鳥飼八防交差点改良や歩車分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。
- 111 府道正雀一津屋線の道路拡幅や歩道整備について府に働きかけること。
 - ① ライフ周辺の歩道の安全対策を図ること。
 - ② 第4中学校前から別府交差点までの歩道確保と鉄板蓋(一部のみ実施)の取替を行うこと。
- 112 府道千里丘寝屋川線の昭和園地域トーカン工業グランド側に歩道の確保を。また、府道千里丘寝屋川線の千里丘東1、2丁目地域内側溝部分の改善を。
- 113 府道八尾茨木線(五久交差点～宮鳥橋)歩道、雑草の定期的伐採を府に働きかけること。
- 114 市道千里丘三島線の千里丘東2丁目側の拡幅整備を早期に進めること。
- 115 市道千里丘三島線、三島3丁目 17 番地付近歩道の拡幅整備をすること。
- 116 市道千里丘 44 号線、78 号線(千里丘新町への工事車両進入路)の安全対策は、地元住民の意見をもとに約束した内容を引きつづき厳守すること。

- 117 市道正雀三島線の歩道の改善、整備を進めること。(狹隘で段差もあるため車道にはみ出る歩行者が多い、旧味舌小跡地等工事の大型車両の通行などで大変危険。)
- 118 市道別府新在家線の歩道を拡張すること。
- 119 市道新在家鳥飼中線の車道路側帯部分の整備を行うこと。
- 120 市道南別府鳥飼上線の通行車両対策(時間規制、速度規制などの徹底)を摂津警察署に強く働きかけるとともに堤防の草刈りをこまめに行い、安全対策をはかること。
- 121 市道新在家鳥飼上線、新幹線側の雑草除去を定期的に行うよう JR 東海に求めること。
- 122 市道鳥飼八防鳥飼上線の鳥飼野々3丁目付近の排水溝の整備を。
- 123 市道鳥飼上 21 号線、24 号線の速度規制など安全対策を。
- 124 市道鳥飼八町8号線(水路に蓋して設置されている道路)のスピード規制、飛び出し防止など安全対策を。
- 125 鶴野2、3丁目境界、青少年広場から4丁目に伸びる市道の歩道は、植え込みによって狭小になっている。車椅子などが通れるように、凹凸や段差の改善を行なうこと。
- 126 鳥飼野々3丁目、西面緑地について
 - ① 定期的な高木の剪定、落ち葉の清掃を行うこと。
 - ② 車道と歩道の間の低木について、見通しを悪くしないよう定期的に伐採すること。
 - ③ 街路灯を早期にLEDに切り替えること。
 - ④ 南水路への排水管の土砂や根の詰まりを除去して排水能力を確保すること。
- 127 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策をはかること
- 128 千里丘4丁目千里丘送水所付近、通学路の安全対策を。
- 129 竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者安全対策・浸水対策を。
- 130 摂津高校の嘉円公園側塀の安全対策を。(通学路である塀横の歩道には柵が設置されているため、災害時に逃避できない)
- 131 香露園地域からコミュニティプラザへの避難路の確保を。
- 132 千里丘6丁目(市場池公園南東)交差点の安全対策、信号機の改善を。
- 133 南千里丘のコノミヤ前交差点を歩車分離信号に。
- 134 大正川橋と長曽橋間に設置されている低いガードレールを正規の高さに改善すること。
- 135 柳田橋東詰付近に防犯灯の設置を。
- 136 千里丘東1丁目 12 番地先に防犯灯の設置を。
- 137 一津屋2丁目 16-25 地先、通学路にカーブミラーを設置すること。
- 138 千里丘東3丁目1番地角にカーブミラーを設置すること。

(6)子育て、学校教育、社会教育の充実を

- 139 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。
 - ① 一切の暴力・体罰・パワハラ・セクハラのない教育環境づくりを行うこと。
 - ② 多様な性自認・性指向について認識し、身近に性的マイノリティの当事者が必ずいることを大前提にしてLGBT等への誤解・偏見の解消に向けた取り組みを行うこと。
- 140 スクールソーシャルワーカーの増員、各校に常勤のスクールカウンセラーを配置すること。
- 141 日の丸・君が代への敬意の押し付けは行わないこと。児童生徒、保護者、教職員の内心の自由を保障すること。
- 142 道徳教育については特定の指導計画・教材等を押し付けないこと。「私たちの道徳」の使用を強制しないこと。
- 143 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
- 144 全国学力テストに参加しないこと。国にその中止を求めること。

- 145 全国学力テストの「調査結果」は学校別を含め公表しないこと。大阪府に対して公表しないように求めること。
- 146 市独自の学力定着度調査は中止すること。
- 147 各学校に対して「全国学力テスト」の順位を上げるための「対策プラン」づくり等を押し付けないこと。
- 148 大阪府中学生チャレンジテストの中止・撤回を大阪府に求めること。
- 149 学習指導要領は大綱的な基準であることを確認し、各学校の教育課程編成権を尊重すること。学習指導要領の抜本的見直しを文部科学省に求めること。
- 150 就学援助金制度は、子育て支援策として充実を図ること。
 - ① 認定基準を引き上げること。
 - ② 支給費目にクラブ活動費を追加すること。
 - ③ 中学校給食の給食費も支給対象にすること。
 - ④ 小中学校入学前に入学準備金を支給すること。また、転入手続きの遅れなどにより入学準備金の支給漏れが起きないように入学準備金の支給にあたっては弾力的に対応すること。
- 151 公立高校授業料の無償化の継続と私立高校授業料の実質無償化を国・府に働きかけること。
- 152 少人数学級の拡大を国や府に要望すること。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。本市独自でも35人学級の実施を検討すること。
- 153 旧山田川公園内の幼保連携型こども園の整備の遅れに対し市として2・3号こどもの受け入れを検討し待機児童の増大を防ぐこと。
- 154 障害のある児童・生徒を含めて実質40人をこえる学級の解消をはかること。
- 155 教職員の労働条件を改善すること。
 - ① 教職員の増員や現行の配置基準の抜本的見直しを国や府に働きかけること。
 - ② 定数確保と産休などの欠員補充をすみやかに行うこと。
 - ③ 教職員の勤務時間など実態調査を行うこと。
 - ④ メンタルヘルス対策を行なうこと。
- 156 教職員の「評価育成システム」や「授業アンケート」を中止すること。
- 157 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
- 158 児童数が急増する摂津小学校について、安全な教育環境を確保するため、大規模化抑制と施設整備を早期に実施すること。
- 159 学校給食は安全安心を大前提に教育の一環として拡充を図ること。
 - ① 調理員の退職者不補充の方針を見直し、これ以上の民間委託は行わないこと。直営・自校調理で安全安心の給食を実施すること。
 - ② 栄養教諭の全校配置へ国・府に求めつつ、市独自対応も検討すること。
 - ③ 安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
 - ④ 学校給食法等に定められた目標、目的に沿った中学校給食を目指し、栄養バランスのとれた給食をより多く生徒に提供できるよう常に改善を図ること。
 - ⑤ 3年後の委託契約更新時に向け、自校調理全員給食など中学校給食の抜本的な見直しの検討を行うこと。
 - ⑥ アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
- 160 べふこども園について、保護者との協議を丁寧に行なうとともに、公立保育所・公立幼稚園それぞれの役割を果たすこと。
- 161 公立幼稚園の民営化、民間委託は行わないこと。保育時間の延長、3年保育を行うこと。
- 162 各学校・幼稚園・保育所に共通する施設改善・管理運営について、
 - ① 施設の耐震化の促進、経年劣化による危険箇所の把握と安全対策を早期に実施すること。
 - ② 非構造部材の耐震化計画の策定と安全対策を講ずること。
 - ③ トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと。
 - ④ ひきつづき特別教室へのエアコンの設置を。

- ⑤ 各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
- 163 通学路の危険カ所の把握と安全対策を関係機関が連携して実施すること。
- 164 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
- 165 障害のある児童の教育について
 - ① 障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
 - ② 「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
 - ③ 指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
- 166 子ども子育て支援新制度に基づき学童保育の制度・施策を拡充していくこと。
 - ① 学童保育の民間委託、民営化は行わないこと。
 - ② 希望者の全員入室を保障するとともに、条例に定めた面積基準の順守、1クラス 40 人以下の早期実現をはかること。
 - ③ 正規の指導員の配置を行い、身分を保障すること。
 - ④ 要支援児の受け入れを続け、4年生以降も入室できるように検討すること。人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。
 - ⑤ 土曜日開所の拡大。保育時間の延長。長期休暇における朝の保育時間を繰り上げること。
 - ⑥ 4年生から6年生の児童にも対象年齢を広げること。
- 167 放課後の全児童対策について
 - ① 「わくわく広場」の充実にむけ、指導員の確保、開催日数の拡大等充実を図ることまた学童保育とは目的・役割・活動や生活の内容などが大きく異なることを認識し「一体化」ではなく、運用上の連携をはかること。
 - ② 放課後の児童生徒が安全にボール遊びのできる空間を確保すること。
- 168 増加する児童相談等に対応できる家庭児童相談室の体制を強化すること。
- 169 市内公民館においてエレベーター設置などバリアフリー化や耐震化など施設改善をはかること。
- 170 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。
- 171 旧市民プール跡の市営住宅用地余剰地に、約束していた幼児用プールや親水施設の建設を検討すること。
- 172 総合体育館の建設については地域の防災拠点としての役割と合わせ、日常的に利用しやすい施設として市民ニーズに応えうる内容の検討をすすめること。また、屋外スポーツ団体関係者の合意を得られるよう努力すること。
- 173 味生体育館のトレーニング器具の管理維持と新規器具導入など充実をはかること。
- 174 民営化されたひかり正雀保育園での三者懇談を継続すること。
- 175 保育所の運営は児童福祉法第24条第1項にもとづき、公的責任を果たすこと。待機児童解消は認可保育所によってはかり、詰め込みや基準の低い安易な対策によらないこと。
- 176 認定こども園への移行や新設の際、2・3号こどもの定員の縮小を招かないようにすること。
- 177 新制度における小規模保育事業については、原則A型のみとすること。
- 178 民間保育事業者、小規模保育事業者の新規参入に際し、安定性、継続性などチェックすること。事業撤退などによる子どもや保護者の混乱を招かないようにすること。
- 179 公立保育所の民営化および給食調理の民間委託は行わないこと。
- 180 待機児童の解消を民間任せにせず、公立の保育施設等を整備すること。
- 181 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。